

個人所得に係る**主な税制改正の概要**

令和4年度（令和3年分）以降の適用分

1 住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）の特例期間の延長

住宅ローン控除における控除期間が10年間から13年間へ延長となる特例措置について、特定の期間に契約した場合、その入居の期限が令和4年12月31日までに延長されます。

今回延長された令和3年1月1日から令和4年12月31日までの期間については、床面積40平方メートル以上50平方メートル未満の住宅も対象となります。ただし、合計所得金額が1,000万円以下である場合に限りです。

延長された控除期間において、所得税から控除しきれない額を控除限度額の範囲内で市・県民税から控除します。

居住開始年月や控除期間など

居住開始年月	控除期間	控除限度額
平成26年4月から 令和元年9月まで	10年間	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)
令和元年10月から 令和2年12月まで	13年間（注1）	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)
令和3年1月から 令和4年12月まで	13年間（注1）（注2）	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)

（注1）特例が適用されるのは、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が10%の場合に限りです。それ以外の場合で、令和3年12月31日までに入居した方は、控除期間が10年となります。

（注2）特例が適用されるには、注文住宅は令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間に、分譲住宅等は令和2年12月1日から令和3年11月30日までの間に契約する必要があります。

2 国や地方自治体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの助成等について非課税とされました。

対象範囲は、国・自治体からの子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成のうち以下のものとなります。

- (1) ベビーシッターの利用料に対する助成
- (2) 認可外保育施設等の利用料に対する助成
- (3) 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※上記の助成と一体として行われる助成についても対象

（例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等）

3 退職所得課税の見直し

役員等（注3）以外の人で、勤続年数5年以下の人は、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の2分の1の額を課税の対象としていましたが、令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等は、退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について、2分の1の額ではなく全額を課税の対象とすることとされます。

（注3）法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員をいいます。なお、役員等については、勤続年数が5年以下の場合、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額の全額が課税の対象となります。

【令和3年12月31日以前に支払を受ける退職手当等】

次のように計算した額が退職所得の金額となります。（千円未満切捨て）

- (1) 勤続年数5年以下の役員等に支払われる退職手当等
退職所得の金額＝退職手当等の金額－退職所得控除額
- (2) 上記以外の人に対して支払われる退職手当等
退職所得の金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）×2分の1

【令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当等】

次のように計算した額が退職所得の金額となります。（千円未満切捨て）

- (1) 勤続年数5年以下の役員等に支払われる退職手当等
退職所得の金額＝退職手当等の金額－退職所得控除額
- (2) 勤続年数5年以下の役員等以外の人に対して支払われる退職手当等
 - ・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合
退職所得の金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）×2分の1
 - ・退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合
退職所得の金額＝150万円＋退職手当等の金額－（300万円＋退職所得控除額）
- (3) 上記以外の人に対して支払われる退職手当等の場合
退職所得の金額＝（退職手当等の金額－退職所得控除額）×2分の1

4 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化

市・県民税において特定配当等及び特定株式譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書に附記事項が追加されます。

5 セルフメディケーション税制の見直し

セルフメディケーション税制の適用期間が5年延長されます。令和4年分以後の所得税（令和5年度以後の市・県民税）について適用されます。

セルフメディケーション税制改正内容

	改正後	改正前
適用期間	令和4年1月1日から 令和8年12月31日まで	平成29年1月1日から 令和3年12月31日まで
税制対象 医薬品	対象をより効果的なものに重点 スイッチOTC薬から、効果の薄いものを 対象外とする とりわけ効果があると考えられる薬効 (3薬効程度)について、スイッチOTC 成分以外の成分にも対象を拡充	スイッチOTC薬
手続き	取組（予防接種等）に関する書類の確定 申告書への添付は不要（手元保管） 医薬品購入費は明細を添付（取組に関す る事項を明細に記載）	取組に関する書類は確定申告書への添付 が必要（e-Taxの場合は手元保管） 医薬品購入費は明細を添付